

独立行政法人に対する会計 監査人の監査に係る報告書

平成 13 年 3 月 7 日
(令和 3 年 3 月 26 日改訂)

独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について

令和3年3月26日
独立行政法人評価制度委員会
会計基準等部会
財政制度等審議会
財政制度分科会
法制・公会計部会

1 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯

令和2年11月6日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、企業会計の監査基準が改訂された。

これを踏まえ、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームにおいて現行の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独立行政法人の監査基準」という。）について、改訂の要否及び改訂が必要とされる内容について取りまとめ、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会において令和3年3月23日に、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会において令和3年3月26日にそれぞれ了承を得た。

2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容

企業会計の監査基準の改訂を踏まえ、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化について修正を行った。

「その他の記載内容」については、監査報告書において記載すべき事項を明確にすることにより、会計監査人の「その他の記載内容」に係る役割をより一層明確にした。また、「その他の記載内容」に対する手続として、「その他の記載内容」を通読し、「その他の記載内容」と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討すること等を明確にした。

リスク・アプローチの強化については、財務諸表等項目レベルにおいて、固有リスクの性質に着目して重要な虚偽の表示がもたらされる要因などを勘案することが、重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価に結び付くことから、固有リスクと統制リスクを分けて評価することとした。さらに、特別な検討を必要とするリスクについては、固有リスクの評価を踏まえた定義とした。加えて、会計上の見積りについては、上記のとおり重要な虚偽表示のリスクの評価に当たり、固有リスクと統制リスクを分けて評価することを前提に、リスクに対応する監査手続として、原則として、独立行政法人の長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを評価する手続が必要である点を明確にした。

なお、今回の改訂に係る部分を除いて、独立行政法人の監査基準に記載されているリスク・アプローチの概念や考え方は踏襲されていることに留意が必要である。
また、今回の改訂と併せて、一部表現の修正等も行った。

3 今後の発展について・適用時期

今後の発展については平成31年3月25日の改訂と同様である。

改訂後の独立行政法人の監査基準のうち、「その他の記載内容」（第6章第5節第2及び第6）に係る改訂内容については、令和4年3月決算に係る監査から適用し、リスク・アプローチの強化（第6章第4節第2及び第3）に係る改訂内容については、令和5年3月決算に係る監査から適用する。「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化を除く改訂内容については、令和3年3月決算に係る監査から適用する。